

○風俗営業等の営業所への立入りに関する規程

[昭和60年3月25日公安委員会規程第2号]

改正 昭和61年3月公安委員会規程第1号、平成11年1月第1号、
14年7月第4号、18年5月第2号、27年4月第5号

風俗営業等の営業所への立入りに関する規程を次のように定める。

風俗営業等の営業所への立入りに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第37条第2項の規程に基づく警察職員の立入りに関し、必要な事項を定めるものとする。

(立入りをを行う警察職員の指定等)

第2条 風俗営業等の営業所に立入りをを行うことができる警察職員（以下「立入警察職員」という。）の指定は、次のとおりとする。

(1) 警察本部 生活安全企画課及び少年女性安全課に勤務する職員のうち、警察本部長（以下「本部長」という。）が定める基準に基づき、生活安全企画課長及び少年女性安全課長が指定する者

(2) 警察署 本部長が定める基準に基づき警察署長が指定する者

(立入りの方法)

第3条 法第37条第2項の規程に基づく立入りは、次の方法等により行うものとする。

(1) 立入りは、行政上の指導、監督のため必要がある場合に、法の目的の範囲内で必要最小限度で行うこと。

(2) 立入り権の行使に当たっては、いやしくも職権を乱用し、又は、正当に営業している者に無用な負担をかけること。

(3) 報告又は資料の提出で目的が達せられる場合には、立入りを行わないこと。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月27日公安委員会規程第1号）

この規程は、交付の日から施行する。

附 則（平成11年1月27日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年7月1日公安委員会規程第4号）

この規程は、交付の日から施行する。

附 則（平成18年5月17日公安委員会規程第2号）

この規程は、交付の日から施行する。

附 則（平成27年4月2日公安委員会規程第5号）

1 この規程は、平成27年4月2日から施行する。

2 この規程の施行の際現に立入警察職員の指定に基づき交付された証明書は、なお従前の例による。